

**「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」
に関するご意見の募集について**

平成20年10月
厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室

厚生労働省では、現在、「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（以下、「検討会」）を開催し、社会保障カード（仮称）の実現に向けた検討を行っています。

検討会においては、平成20年1月の「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」のとりまとめ以降も、引き続き、検討が重ねられてきましたが、この度、検討会におけるこれまでの議論を整理した「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」がとりまとめられました。

社会保障カード（仮称）の在り方については、現段階で検討会として一定の結論を得たものではなく、本とりまとめは、いくつかの仮定を基にした議論を整理したものです。

厚生労働省としては、引き続き検討を行い、年度内を目途に「基本計画」を策定することとしておりますが、今後の検討の参考にさせていただき、社会保障カード（仮称）をより良いものとしていくため、

- ・ 社会保障カード（仮称）の実現についてのご意見
 - ・ 「社会保障カード（仮称）の実現により便利になると期待する点」や、「現在の被保険者証・年金手帳や、年金や医療に関する自分の情報の入手に関する課題」についてのご意見
参考：社会保障カード（仮称）による効果（本文（※1）第2章、ポイント資料（※2）P. 1）
 - ・ プライバシー保護のために必要となる方策等についてのご意見
参考：今回仮定した仕組みのイメージ（本文第3章、ポイント資料P. 2）
 - ・ コストを抑えつつ、より多くの効果を実現するための方策についてのご意見
参考：関連する他の仕組み等の活用のための課題（本文第8章、ポイント資料P. 5）
 - ・ 今後の検討の進め方等に関するご意見
 - ・ その他のご意見
- ※1 「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」
※2 「社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論のポイント」

など、「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」に関するご意見をお寄せいただきたいと思います。

なお、いただいたご意見については、議論の参考とさせていただくため、今後、検討会等で公表させていただく場合があります（その場合は、個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）。また、いただいたご意見に対して回答をすることは予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

【提出先】

○ 電子メールの場合

- ・ cardkentou@mhlw.go.jp までお寄せください。
- ・ メールのお題名は「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理に関する意見」としてください。
- ・ ご意見につきましては、必ず「意見提出用様式」に記入の上、その電子ファイルをメールに添付してご提出ください。

○ 郵送の場合

- ・ 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」に関するご意見募集担当宛までお寄せください。
- ・ 郵送による場合も、ご意見につきましては、必ず「意見提出用様式」に記入の上、ご提出ください。

※ 電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。